第二十四条　相互協議手続

1　一方の又は双方の締約者の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に対して申立てをすることができ、また、当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には、香港特別行政区内に居住する権利を有し若しくは香港特別行政区内に設立される者は香港特別行政区の権限のある当局に対して、又は日本国の国民は日本国の権限のある当局に対して、当該事案について申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約者の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約者の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5　(a)　一方の又は双方の締約者の措置によりある者がこの協定の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約者の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該一方の締約者の権限のある当局から他方の締約者の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約者の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約者の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約者の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約者を拘束するものとし、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約者の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条　情報の交換

1　両締約者の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約者若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約者の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約者が受領した情報は、当該一方の締約者がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、いかなる目的のためにも、他の者又は当局（両締約者外にあるものを含む。）に開示することはできない。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約者に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約者又は他方の締約者の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約者又は他方の締約者の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約者は、他方の締約者がこの条の規定に従って当該一方の締約者に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約者がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約者が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　減免の制限

所得が生ずる基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、第十条2、第十一条2、第十二条2、第十三条6又は第二十一条1に規定する特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、これらの規定に定める租税の軽減又は免除を与えられない。

第二十七条　租税上の特権

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく租税上の特権（領事機関の構成員の租税上の特権を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　効力発生

1　各締約者の政府は、他方の締約者の政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の規定は、次のものについて適用する。

(a)　香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各賦課年度分のもの

(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条　終了

この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、その政府が、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者の政府に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　香港特別行政区については、香港特別行政区の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各賦課年度分のもの